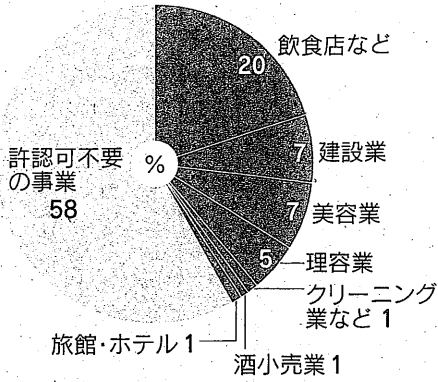


許可を必要とする個人事業主は
全体の4割超



(注)個人事業主は全体で約200万。
内閣府の資料から作成

生前承継 許可不要に

理美容室や飲食店など 関連法改正へ

政府は個人事業主の事業承継の手続きを大幅に簡素化する。現状は多くの業種で死亡による相続以外は新規の開業手続きをする必要がある。事業主の生前でも、相続するのと同様に新規の許可なく引き継げるようにする。後継難による廃業が相次ぐ大廃業時代が近づくなか、行政手続きの煩雑さが事業承継を妨げる

政府は個人事業主の事業承継の手続きを大幅に簡素にする。現状は多くの業種で死亡による相続以外は新規の開業手続きをする必要がある。事業主の生前でも、相続するのと同様に新規の許可なく引き継げるようにする。後継難による廃業が相次ぐ大廃業時代が近づくなか、行政手続きの煩雑さが事業承継を妨げる

政府の規制改革推進会議が厚生労働省や国土交通省など関係省庁と調整を始め、2019年半ばに改革案をまとめる。食品衛生法やクリーニング業法など関連法の改正案を速やかに国会に提出する方向だ。子だけでなく、孫や兄弟などの親族や従業員といった第三者への生前承継も対象にする。

政府の規制改革推進会議が厚生労働省や国土交通省など関係省庁と調整を始め、2019年半ばに改革案をまとめる。食品衛生法やクリーニング業法など関連法の改正案を速やかに国会に提出する方向だ。子だけでなく、孫や兄弟などの親族や従業員といった第三者への生前承継も対象にする。

とをめぐす。

現行制度では飲食業や酒小売業、クリーニング業、旅館業、理美容業は相続であれば、原則として申請書1枚と関連書類数枚を国や自治体に提出すれば事業を引き継げる。

ただ生前に引き継ぐ場合は、前の経営者が廃業した上で、後継者が新たに新規開業する形となる。建設業の個人事業主は相続でも許可を引き継ぐことができないが、今回を機に生前でも相続でも簡便に事業を引き継げるようにする。

例えば飲食業の相続では、申請書と戸籍謄本で原則、事業を引き継げる。

生前承継では営業許可申請書や営業設備の配置図の提出、保健所による検査や許可申請手数料が必要になる。検査後も許可されるまで時間がかか

り、休業を余儀なくされることもあるという。

日本商工会議所や全国商工会連合会が改善の要望を政府に申し入れていた。ガソリンスタンドな

どは事業譲渡という形をとることで、新規の許可無く事業主の生前に事業を引き継げる。ほかの業種もこのやり方でできるように求めている。